

センター定款・運営規則全面改定を提案



「会員・賛助会員を一本化」など、8月通常総会で



第20回定時総会は 8月20日(火)

今年は8月に第20回目の定時総会が開催されます。

日時：2013年8月20日(火) PM1:00～
 会場：全労連会館 (JR, 地下鉄丸ノ内線御茶の水)
 総会
 『差押え』出版記念シンポジウム
 レセプション



(伊豆大島・波浮港)

規則はこうした課題を見据えて、これに対応するものに改定されるべきとして第20回通常総会に提案することにしました。

等が予定されています。

今総会では、センター創立以来初めて定款、運営規則の大幅な改定が議題となります。

これまで3回の臨時三役会議、理事会、相談役懇談会等で協議を重ねてきました。さらにこの後7月12日三役会議、7月23日の理事会を経て皆さんに提起をいたします。

1994年4月2日開催の発起人会で「東京税財政研究センター」の立ち上げが決まり、同年7月の設立総会で定款、運営規則が決定。以来若干の部分的な改定は行われましたが、発足当初の全国税労働組合OBとセンターという独特の関係を示す定款、運営規則は現在まで続いてきました。

■ より広く開かれた組織に

しかし、現在、会員、賛助会員を含めセンターを構成する会員等には全国税OBにとどまらず税制、税務行政の民主化を目指し、センターの研究活動に賛同する仲間が結集し、今後のセンターの組織、研究活動の維持、継続にはより広く開かれた組織として指向していく必要があると思われます。これまでの蓄積を尊重しながらも定款、運営

■ 「賛助会員」制度を廃止、全員が「会員」に

現在は、入会に際して「出資金」を支払う者は「会員」それ以外は「賛助会員」としてきました。出資金は設立当初の活動の資金調達として貴重なものでした。

会員・賛助会員とも年会費は同額ですが、賛助会員は総会での議決権を持っていません。しかしそのほかの実際の運営ではわけへだてはありません。

そこで新入会者の「正会員」「賛助会員」制を廃止し、一律に「入会費10,000円」を支払うことで「会員」となることとなります。これに伴い理事会では今後の資金状況を検討したうえで、正会員の条件となっていた「出資金」制度も廃止することにしました。現在までに蓄積された出資金は積立し、退会時に返還するという従来どおりの扱いとなります。

■ 東京合同事務所は基本的に自主管理へ

センターの規約には、全国税OBを後継税理士として育成するため合同事務所への事務所の貸付、運営に至るまで規定されていました。(2面へ続く)

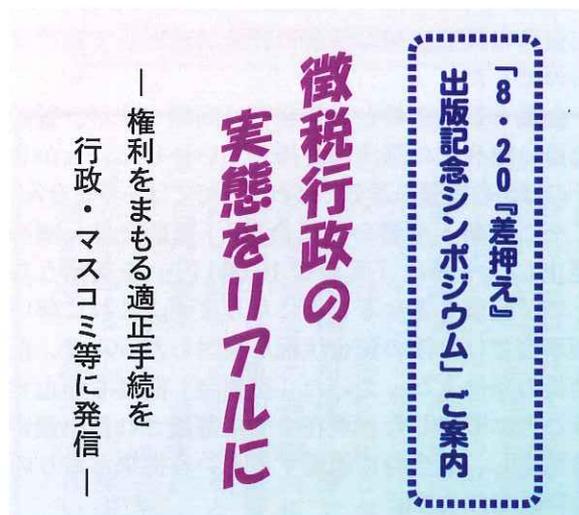
(1面から)例えば、定款附則第3条「フローアを東京合同事務所所属税理士に貸し付ける」や同第4条センター事業を合同事務所に外注し・・・」運営規則第6章「合同事務所税理士の要件」同第8条「合同事務所に外注するときは正当報酬額を支払う」などです。

今回の改定案ではこれらをすべて削除し、事務所の貸与について「貸与要綱」を作成し、それ以外は合同事務所所属税理士の自主管理としました。ただし、合同事務所に所属する税理士はセンター会員に限るとしている点は従来と同じです(貸与要綱案3)。

また、合同事務所所属税理士はセンターの業務に積極的に携わることになっていますが、旧運営規則にあった「正当報酬」を支払うについては廃止し、合同事務所以外の会員と等しく基本的にはボランティアでセンター運営を支えていくことになりました。

■ 多数の参加者で成功を

今総会は、このほかにも現在約4,000部の頒布を記録している『差押え』出版記念シンポジウムを企画されています。その後同じ会場でレセプションも開催されます。来賓や出席会員との交流もあります。総会へのご出席はもちろんのこと、ご都合の方はシンポジウム、レセプションのみでもご参加いただきますようお願いいたします。



「8・20『差押え』出版記念シンポジウム」のご案内です。このシンポジウムは、当センター「第20回通常総会」記念イベントの一環として開催します。シンポジウムは、定時総会終了(14

時55分を予定)直後の、15時5分に開催します。シンポだけの参加も含めて多数のお越しをお待ちしています。

すでに地方税や社会保険料(一部国税も含め)では、個々の実情を無視した乱暴な滞納処分が進められていますが、消費税が倍増するのを機に「大滞納時代」が到来し、国税も含めて全国で強権的な滞納処分の嵐が吹き荒れることが危惧されます。いまが、その「入り口」といったところでしょうか。

ところが、本年3月29日の鳥取地裁判決(児童手当差押え訴訟)は、納税者側が勝利し、強権的で非常識な徴収行政に警鐘を鳴らしました。すなわち、差押禁止財産である児童手当の存在が預金口座の中にはっきり証明出来れば、その預金を差し押さえても、それは差押禁止財産の差押にあたるから、その処分は違法と断じ、取消しを命じたのです。

この裁判は、控訴審で係争中ですが、徴収行政に大きな影響を与えました。ところが、この判決の後、①破産者の年金(一定部分が差押禁止)を、口座入金したその日に全額差し押さえ、取立てた(愛知・蟹江町)、②やっと就職できた初の給料(一定部分が差押禁止)と児童手当(全額差押禁止)を、口座入金したその日に差し押さえ、取り立てた(長野・中野市)という「事件」が起きました。二つの事件は、地元の民主商工会が抗議・交渉する中で「3.29判決」を説明したところ、いずれも処分の取消し・返金が行われたということです。民商の機敏な対応もさることながら、この判決の影響力の大きさを示すものです。

一方、7月12日に起きた「宝塚市役所火災瓶放火事件」が発生しました。どうやら滞納問題のトラブルが根っこにあるようです。前述の二つの事件と併せ考えると、「3.29判決」後も、乱暴な滞納処分が各地で続けられていることが窺えます。

「8.20シンポジウム」は、納税者、代理人、徴収職員、納税者運動と、それぞれの分野からリアルな意見表明が行われ、「密室状態の中で、到底実行不可能な要求を突き付けられ、それを苦に自殺」した納税者の妻の証言など、生々しい徴収行政の実態が明らかにされます。同時に、納税者の権利をまもるための適正手続を提案し、納税者・行政・マスコミ等に発信します。

アベノミクス・租税行政手続課題を解明 センターが「4.20 公開研究会」を開催

東京税財政研究センターは、夏の政治戦（東京都議選・参議院選挙）を前に、財政・税制のテーマにつきお二人の教授を招いて、4月20日、研究会メンバー以外が参加する「公開研究会」を東京税理士会館（東京・千駄ヶ谷）において開催した。

公開研究会は、永沢晃理事長の開会挨拶に続き、岡田俊明権利研究部会担当理事の司会で、午前中は中村芳昭青山学院大学法学部教授（租税法）から『租税行政手続の課題』をテーマに進められた。国税通則法改正による新たな調査手続が本年1月より実施されたことから、実施時点での法的課題を明らかにしようという試みである。



中村教授は、
（写真・左）
冒頭、2月に
逝去された故
吉本貢センター
前理事長が
「納税者権利
憲章」の制定
運動で大きな

役割を果たされたことを想起しつつ、納税者権利保障立法過程を振り返り、今後の展望を考える時期にあるとされた。そして、納税者権利保障の課題は、「我が国の租税行政手続の法的構成の十分な理解の上に立つ必要」、すなわち現行法体系を踏まえた立法の視点の必要性を説いた。租税確定手続においては、「確定」概念がキーワードであることを指摘され、納税者自身が申告から納付まで関与する申告納税制度を前提に、税務官庁が租税行政手続に関与するシステムとなっていること



を踏まえ、法改正の評価の視点を提起。憲法的視点（84条、29条、31条以下、13条など）、行政手続法視点（告知・聴聞、記録閲覧、理由附記、審査基準・処分基準）、比較法的視点（先進諸国、OECD・IMF報告）をあげられた。

その上で中村教授は課題として、①納税者権利保障立法は未だ成功しておらず、慎重な吟味・検討が必要だが、徴収手続の側面が欠如、②「法の支配」の拡充の必要（特に強制徴収処分に聴聞・弁明制度導入と司法審査の機会の拡大→当局の特殊な特権見直し）、③法執行実務の重要性（税理士・弁護士の役割）を指摘された。最後に、経済のグローバル化の中では、租税行政手続は「インフラ」でありその整備が必要であるとされた。



午後は、鶴田廣巳関西大学商学部教授（財政学・日本租税理論学会理事長）から、『我が国税財政改革の課題－「アベノミクス」に抗して』のテーマで進められた。

鶴田教授（写真・右）はまず、「アベノミクスは果たして経済再生の切り札か」を問うた。マスコミ受けを狙う「三本の矢」はバブル景気の恐れがあり、その政策は



「失われた20年」に繰り返されたものの焼き直しであることを指摘。他方、日銀の「大胆な金融政策」はマネタリズムであり、その貨幣数量説は誤りであってその効果は疑問とされた。その際、「ゼロ金利政策」の今一つの問題として、「国民からの預金利息の収奪」であることが指摘された。

鶴田教授は、この先祖返りした財政政策とお決まりの成長戦略を批判して、「日本社会の構造改革を巡る対抗軸」を示された。日本社会の構造変化として、①少子・高齢化の進展、（4面に続く）

(3面から) ②雇用基盤の変化、③家族・地域社会の変貌、④貧困・経済格差や世代間格差の拡大、⑤社会の持続性と財政の持続可能性を踏まえ、日本型福祉国家の変容を指摘され、税財政を巡る対抗軸は、①財政赤字と「生活保障」政府、②税制改革(消費税の社会保障目的税化の問題、法人税や社会保険料負担のあり方、番号制の問題など)、③地域分散ネットワーク社会の実現(道州制の問題)などにあるとされた。鶴田教授は結論として、「格差・競争社会から共存・共生型社会へ」を掲げ、「雇用問題解決こそがカギ」(デフレの主因は賃金デフレであり、賃上げの重要性)、「地域分散ネットワーク社会への転換」を提起して結ばれた。

両教授の講演の後、研究会の小田川豊作会員と八代司会員からの質問でさらに論点が深められた。17時閉会后、会場近くで懇親会がもたれ、質疑討論の番外編が続いた。(文責:岡田理事)



(伊豆大島・三原山)

ホームページ情報
<http://touzeiken.net/>

センター活動日誌

- 4/11 京都企業組合連合会
- 4/12 民商埼玉中部ブロック
- 4/12 第3回三役会議
- 4/22 第4回理事会
- 5/17 朝鮮商工会連合会
- 5/17 東京土建本部
- 5/18 神奈川土建経営計算センター
- 5/24 東京学習会議
- 6/15 TCフォーラム
- 6/16 町田民商
- 6/20 東京土建北支部
- 6/23 秦野民商
- 6/24 東京税理士会玉川支部
- 7/ 4 租税訴訟学会横浜支部
- 7/ 5 東北新人会
- 7/12 第4回三役会議
- 7/16 埼玉土建
- 7/18 埼玉県保険医協会
- 7/18 東京土建北支部
- 7/23 第5回理事会
- 7/25 愛知県保険医協会
- 6/ 税経新報
- 7/ 全国商工新聞

ザ・コラム

七月二十一日の第二十三回参議院選挙の最大の特徴は自民、共産の二党が大幅に議席を伸ばした「大躍進」であろう。「自公圧勝、衆参過半数」・「自民一強体制」(朝日)という結果となった。安倍総裁は選挙期間中憲法問題には意図的に触れず、もっぱらアベノミクスなる景気問題に焦点を絞ったという報道もあり、自民党改憲案をひた隠したといわれる。現憲法の「第二章 戦争の放棄」を「第二章 安全保障」と書き替え、この項を「国防軍」とし、また、九十七条「基本的人権」の項を全文削除するなどを中心とした改憲案が、国民の目からそらされた。しかし、弱肉強食の新自由主義の下で苦しむ国民は、その苦しみを乗り越え、そして自民党改憲案の策謀を見破り、共産党アレルギーを乗り越えて、「大躍進」への一票を投じたものと思う。

七月二十三日にはTPP交渉に参加、また、この八月には「社会保障制度改革国民会議」(以下Aという)と首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(以下Bという)が相次いで議論を再開するという。Aは、消費税増税とセットに設置された。社会保障負担増、介護サービスの低下などの報告書を秋の臨時国会に提出しようとしている。Bは、集団的自衛権行使容認に向けて秋には報告書をまとめるといい、解釈改憲で自民改憲案の「先行実施」を狙っている。

自民党一強体制の下での「やりたい放題」を誰が阻止するのか、十二年ぶりに大躍進した「革新政党」の役割は大きい。(T・I)